

# 普通車MT免許取得の流れ

学科教習はすべて共通(第1段階10時限+第2段階16時限) ※普通車ATと同じ

## A.旧教習の場合(2025年3月以前から継続)

①技能第1段階(場内)  
主にMT車を使用



②修了検定  
MT車を使用



③技能第2段階(路上+場内)  
主にMT車を使用



④卒業検定  
MT車を使用

技能教習34時限以上(1段階15時限以上、2段階19時限以上)

## B.新教習の場合(2025年4月から)

①技能第1段階(場内)  
主にAT車を使用



②修了検定  
AT車を使用



③技能第2段階(路上+場内)  
AT車とMT車(場内のみ)を使用



④卒業検定  
AT車とMT車の2回実施

技能教習35時限以上(1段階12時限以上、2段階23時限以上)

※卒業検定で「MT車」のみ不合格の場合でも「AT車」の検定からやり直しになります

## C.普通車AT+AT限定解除(卒業証明書利用)の場合(2025年4月から)

①技能第1段階(場内)  
主にAT車を使用



②修了検定  
AT車を使用



③技能第2段階(路上+場内)  
AT車を使用



④卒業検定  
AT車を使用  
AT卒業証明書を取得



AT卒業証明書を取得して  
⑤AT限定解除(場内)  
MT車を使用



⑥場内審査  
MT車を使用  
技能審査証明書を取得

技能教習35時限以上(AT免許31時限以上+AT限定解除4時限以上)

※AT限定解除で再入校する前に、「AT卒業証明書」にて、普通車AT免許の取得は可能です

※教習所によって「①～⑥」をまとめて「普通車MT」としてプラン設定している場合(C1)と、

「①～④(普通車AT)」と「⑤,⑥(AT限定解除)」に分けてプラン設定している場合(C2)があります